



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 1250 銃猟禁止区域の指定 (環境生活総務課)
- *1251 昭和41年和歌山県告示第878号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (")
- 1252 昭和51年和歌山県告示第740号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (")
- 1253 昭和61年和歌山県告示第734号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (")
- 1254 平成10年和歌山県告示第1092号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (")
- 1255 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1256 有害図書等の指定 (青少年課)
- 1257 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)
- 1258 " (")
- 1259 " (")
- 1260 救急病院の認定 (医務課)
- 1261 有田川土地改良区の役員の退任 (農村計画課)
- 1262 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
- 1263 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 教育委員会告示

- *7 和歌山県教育委員会表彰規程(昭和42年和歌山県教育委員会告示第15号)の一部改正

○ 警察本部告示

- 4 一般競争入札における落札者の決定
- 5 和歌山県免許台帳ファイリングシステム構築及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

○ 公告

- 入札公告 (総務事務集中課)
- 海区における区画漁業の免許 (資源管理課)
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

○ 諸報

- 入札公告 (和歌山県警察本部)

○ 正誤

- 平成18年10月17日付け和歌山県報第1802号和歌山県告示第1220号中

告 示

和歌山県告示第1250号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定し、平成18年11月1日から施行する。

平成8年和歌山県告示第912号(銃猟禁止区域の指定)は、廃止する。

平成18年10月27日

和歌山県知事 木村良樹

1(1) 名称

狗子の川銃猟禁止区域

(2) 区域

東牟婁郡那智勝浦町地内の国道42号沿い大字浜の宮960番地を起点とし、同所から西へ約230メートル進んだ地点の浜の宮字西赤色地内の境界杭(912)を結び、同所から西北西へ約350メートル進んだ地点の浜の宮字深瀬古地内の境界杭(824)を結び、同所から北西へ約530メートル進んだ地点の浜の宮クレバシ625-5地内の関西電力鉄塔を結び、同所から北へ約440メートル進んだ地点の川関字滝ヶ谷地内の境界杭(648)を結び、同所から北へ約1,100メートル進んだ地点の川関字上立花坂地内の境界杭(409)を結び、同所から東へ約700メートル進んだ地点の高津気字峯地内の境界杭(349)を結び、同所から南南東へ約250メートル進んだ地点の狗子の川字楠谷地内の境界杭(285)を結び、同所から南へ約560メートル進んだ地点の通称白倉頂上を結び、同所から東南東へ約480メートル進んだ地点の狗子の川字大峯地内の境界杭(1162)を結び、同所から南東へ約800メートル進んだ地点の狗子の川字大峯地内の境界杭(993)を結び、同所から西南西へ約250メートル進んだ地点の浜の宮字西赤色地内の境界杭(967)を結び、同所から国道42号沿いに西へ約120メートル進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

2(1) 名称

下地銃猟禁止区域

(2) 区域

西牟婁郡すさみ町周参見国道42号沿い君嶋石油ガソリンスタンドの南端を起点とし、同所より山肌を北東に200メートル北西に150メートル進み稜線に至り、同所から稜線を北東に進み山頂よりの尾根との交点に至り、同所から尾根を南東に進み町道鯨谷線終点よりの

びる稜線との交点に至り、同所より稜線を南下し町道鯨谷線に至り同所より町道鯨谷線を南下し国道42号との交点に至り、同所より国道42号を北進し起点に至る線で囲まれた区域

(3) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

3 (1) 名称

海神池銃猟禁止区域

(2) 区域

紀の川市大字北中地区の広域農道橋本岩出線海神橋西詰めを起点とし、同所から海神池余水吐に沿い北進し海神池に至り、同所から海神池西岸に沿って北進し、山田川との交点に至り、同所から山田川に沿って北進し、市道倉谷線との交点に至り、同所から同市道を南

進し、広域農道橋本岩出線との交点に至り、同所から同広域農道を西進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

和歌山県告示第1251号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定に基づき、楠本鳥獣保護区、夏山鳥獣保護区、天野鳥獣保護区、小口鳥獣保護区及び桃山鳥獣保護区の存続期間を更新したので、昭和41年和歌山県告示第878号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年10月27日

和歌山県知事 木村良樹

名称	区域	存続期間
楠本鳥獣保護区	有田郡清水町大字楠本地内の生石ヶ峰を起点とし、同所から有田郡と海草郡との境界を北進し札立峠に至り、同所から更に同境界を東進し山道に至り、同所から同山道を南進し近畿大学生石農場と区有林との境界に至り、同所から同境界を南西に進み民有林と区有林との境界を経て再び近畿大学生石農場と区有林との境界を西進し、旧開拓地と区有林との境界を西進し、県道三田生石口停車場線に至り、同所から同県道を南西に進み区有林と民有林との境界尾根を通過して山道に至り、同所から同山道を南進し生石神社に至り、更に同山道を南進し清水町と金屋町との境界に至り、同所から同境界を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域	平成8年11月1日から平成18年10月31日まで
夏山鳥獣保護区	東牟婁郡那智勝浦町大字湯川897-125の国道42号と町道勝浦港線との交点を起点とし、同所から南東方向に位置する乙島内の鶴見灯台に至り、同所から海上を南西に2キロメートル進み、同所から海上を北西に1キロメートル進み湯川河口に至り、同所から湯川川沿いに北西に進み港橋に至り、同所から国道42号沿いに北東に進み起点に至る線により囲まれた区域	平成8年11月1日から平成18年10月31日まで
天野鳥獣保護区	伊都郡かつらぎ町大字志賀地内の国道480号と県道志賀三谷線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し県道高野口野上線と合流して北東に進み、両県道の分岐点から県道高野口野上線を進み六本杉町石に至り、同所から高野町石道を南進し九度山町と高野町との境界に至り、同所から稜線を南進し林道天野花坂線に至り、同所から同林道を南進し国道480号との交点に至り、同所から同国道を西進し起点に至る線により囲まれた区域	平成8年11月1日から平成18年10月31日まで
小口鳥獣保護区	新宮市熊野川町上長井地内の熊野川小学校の愛護林一円	平成8年11月1日から平成18年10月31日まで
桃山鳥獣保護区	那賀郡桃山町善田地内の広田橋南詰めを起点とし、同所から柘榴川を東に約250メートル上り桃山小学校林の東側尾根との交点に至り、同所から尾根を南進し奥安楽川神社の境内に至り、参道を西に下り忠魂碑に至り、尾根を下って美濃山川と滝谷川の合流点に達し町道鳥淵線に至り、同所から同町道を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域	平成8年11月1日から平成18年10月31日まで

を

「1(1) 名称

楠本鳥獣保護区

(2) 区域

有田郡有田川町大字楠本地内の生石ヶ峰を起点とし、同所から有田郡と海草郡との境界を北進し札立峠に至り、同所から更に同境界を東進し山道に至り、同所から同山道を南進し近畿大学生生石農場と区有林との境界に至り、同所から同境界を南西に進み民有林と区有林との境界を経て再び近畿大学生生石農場と区有林との境界を西進し、旧開拓地と区有林との境界を西進し、県道三田生石口停車場線に至り、同所から同県道を南西に進み区有林と民有林との境界尾根を通過して山道に至り、同所から同山道を南進し生石神社に至り、更に同山道を南進し旧清水町と旧金屋町との境界に至り、同所から同境界を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

野生鳥獣の生息地が減少しつつあるなかで当地域は、野生鳥獣の良好な生息繁殖地として適地である。管理方針については、鳥獣の生息地環境を保持し、鳥獣への著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2(1) 名称

夏山鳥獣保護区

(2) 区域

東牟婁郡那智勝浦町大字湯川897-125の国道42号と町道勝浦港線との交点を起点とし、同所から南東方向に位置する乙島内の鶴見灯台に至り、同所から海上を南西に2キロメートル進み、同所から海上を北西に1キロメートル進み湯川河口に至り、同所から湯川川沿いに北西に進み港橋に至り、同所から国道42号沿いに北東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地は、海と山に囲まれた自然豊かな地域で、山林はウバメガシ、スダジイ、ヤマモモなどの照

葉樹林が主体の暖地性海岸林であり、ニホンザルやヒヨドリをはじめ多様な鳥獣が生息している。また、当該地の一部は国立公園に指定されており、全国版レッドデータブック記載種のハイタカや、和歌山県版レッドデータブック記載種のクロサギ、ササゴイの生息が確認された主要な保護区であることから、鳥獣の保護繁殖には保護区の存続期間更新は必要である。管理方針については、広葉樹林などの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

3(1) 名称

天野鳥獣保護区

(2) 区域

伊都郡かつらぎ町大字志賀地内の国道480号と県道志賀三谷線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し県道高野口野上線と合流して北東に進み、両県道の分岐点から県道高野口野上線を進み六本杉町石に至り、同所から高野町石道を南進し九度山町と高野町との境界に至り、同所から稜線を南進し林道天野花坂線に至り、同所から同林道を南進し国道480号との交点に至り、同所から同国道を西進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

野生鳥獣の生息地が減少しつつあるなかで当地域は、野生鳥獣の良好な生息繁殖地として適地である。管理方針については、鳥獣の生息地環境を保持し、鳥獣への著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

4(1) 名称

小口鳥獣保護区

(2) 区域

新宮市熊野川町上長井地内の熊野川小学校の愛護林一円

(3) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地は、常緑広葉樹(主にシイ、カシ類)や落葉広葉樹(ヤマザクラ、リョウブ、ハウノキ

等)の天然林が多く、多数の鳥獣が繁殖しており、学校児童の観察の場としても活用されている。また、全国版レッドデータブック及び和歌山県版レッドデータブック記載種のおオタカの生息が確認された保護区であることから、鳥獣の保護繁殖には保護区の存続期間更新は必要である。管理方針については、広葉樹林などの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

5(1)名称

桃山鳥獣保護区

(2)区域

紀の川市桃山町善田地内の広田橋南詰めを起点とし、同所から柘榴川を東に約250メートル上り桃山小学校校木の東側尾根との交点に至り、同所から尾根を南進し奥安楽川神社の境内に至り、参道を西に下り市道美濃山学校線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道鳥淵線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3)存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

(4)鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

市街地近郊において鳥獣の良好な生息地を確保すること及び、自然とのふれあいを通じた環境教育の場を確保するため。管理方針については、定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。」

に改める。

和歌山県告示第1252号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定に基づき、粉河龍門鳥獣保護区、近井鳥獣保護区及び岡崎鳥獣保護区の存続期間を更新したので、昭和51年和歌山県告示第740号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年10月27日

和歌山県知事 木村良樹

粉河龍門鳥獣保護区の項第2号中「那賀郡粉河町大字」を「紀の川市」に、「町道藤崎頭首工線(那賀町管理)」を「市道藤崎頭首工線」に、「同町道」を「同市道」に、

「県道と和歌山橋本線の交点に至り、同所から同県道を西進し粉河町と打田町」を「県道と和歌山橋本線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道荒川中央線との交点に至り、同市道を西進し県道と和歌山橋本線との交点に至り、同所から同県道を西進し旧粉河町と旧打田町」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3)存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで
粉河龍門鳥獣保護区の項に次の1号を加える。

(4)鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保に資する。管理方針については、定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

近井鳥獣保護区の項第2号中「清水町」を「有田川町」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3)存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで
近井鳥獣保護区の項に次の1号を加える。

(4)鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

野生鳥獣の生息地が減少しつつあるなかで当地域は、野生鳥獣の良好な生息繁殖地として適地である。管理方針については、鳥獣の生息地環境を保持し、鳥獣への著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

岡崎鳥獣保護区の項第2号中「南海電鉄」を「わかやま電鉄」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3)存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで
岡崎鳥獣保護区の項に次の1号を加える。

(4)鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、和歌山市の東部山裾地帯に位置し、スズメやイタチをはじめとする鳥獣の生息地に良好な環境を有するとともに、高等学校及びコミュ

ニティセンター等の公共施設が含まれていることから、鳥獣の豊かな生息環境と自然を通じた環境教育の場の保全を図る。管理方針については、定期的に巡視をするなどにより、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

和歌山県告示第1253号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定に基づき、高野口鳥獣保護区、河根鳥獣保護区及び上ミ山鳥獣保護区の存続期間を更新したので、昭和61年和歌山県告示第734号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年10月27日

和歌山県知事 木村良樹

第1項第2号中「伊都郡高野口町大字」を「橋本市高野口町」に、「紀ノ川地区広域営農団地農道(広域農道)と町道2号線」を「市道高野口北部連絡線と市道高野口2号線」に、「同町道を南進し町道名倉線」を「同市道を南進し市道名倉線」に、「広域農道」を「市道高野口北部連絡線」に、「同農道」を「同市道」に改め、同項第3号を次のように改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

第1項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、緑豊かな自然に恵まれた野生鳥獣の繁殖に適した環境で、地域内には高野口中学校、高野口公園があり、高齢者から子供までが自然とふれあい鳥獣の観察を通じて環境に興味、関心を持つことができる地域として最適な条件を備えていることから、鳥獣の保護繁殖及び環境教育の場を確保するために当該区域を指定する。管理方針については、鳥獣の生息地環境を保持し、鳥獣への著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

第2項第2号中「県道高野橋本線」を「町道172号線」に改め、「鶴谷氏宅前の」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

第2項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、緑豊かな自然に恵まれた野生鳥獣の繁殖に適した環境で、地域内及びその隣接には、河根小学校、河根中学校、丹生神社があり、高齢者から子供までが自然とふれあい鳥獣の観察を通じて環境に興味、関心を持つことができる地域として最適な条件を備えていることから、鳥獣の保護繁殖及び環境教育の場を確保するために当該区域は適地である。管理方針については、鳥獣の生息地環境を保持し、鳥獣への著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

第3項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

第3項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、タブ、オンツツジ、タイミンタチバナその他の暖地性植物が手軽に観察することができ、尾根筋から見える太平洋はすばらしい眺めである。また、ニホンジカ、イノシシ、テンなどをはじめ多様な鳥獣の生息環境となっている区域について、鳥獣保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。管理方針については、定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

和歌山県告示第1254号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、下地銃猟禁止区域を指定したので、平成10年和歌山県告示第1092号(銃猟禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年10月27日

和歌山県知事 木村良樹

第3項を削る。

和歌山県告示第1255号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3

項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年12月13日まで縦覧に供する。

平成18年10月27日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成18年10月13日
- 2 名称
特定非営利活動法人グリーンスペース
- 3 代表者の氏名
真田壽雄
- 4 主たる事務所の所在地
有田郡有田川町徳田95番地3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、こころの病いで苦悩している者等を対象に居場所の場を提供し、地域で「普通」に生活すること及び共同生活を通して自立の道を模索することを目的とする。

和歌山県告示第1256号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成18年10月17日、指定した。

平成18年10月27日

和歌山県知事 木村良樹

種別	図書等名	コード番号	発行所名
雑誌	特冊新鮮組DX 11/1増刊号	06682-11/1	竹書房
雑誌	サーカス マックス vol.2	04046-10	ベストセラーズ
雑誌	フラッシュEX 10/30増刊号	27726-10/30	光文社
月刊誌	劇画マッドマックス 11月号	03369-11	コアマガジン
月刊誌	プレイマックス 11月号	18011-11	コアマガジン
雑誌	DVDナックルズ vol.1	68460-35	ミリオン出版

月刊誌	漫画実話ナックルズ 月号	11 18421-11	ミリオン出版
雑誌	遊ぶ!ケータイ情報源プラス vol.2	60214-71	インフォレスト
月刊誌	人妻熟女プレイ情報 月号	11 17521-11	オデッセウス出版
月刊誌	実話マッドマックス 月号	11 15279-11	コアマガジン
月刊誌	ザ・ベストマガジン 月号	11 14003-11	ベストセラーズ
月刊誌	スコラ 11月号	15401-11	スコラマガジン
雑誌	Hot SPA! 10/29臨時増刊号	23457-10/29	扶桑社
雑誌	女子アナお宝ハプニング集 vol.7	66788-39	桃園書房
月刊誌	まんぞく関西 11月号	02203-11	シーズ情報出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年10月27日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
西医 144-18	大附診療所	西牟婁郡すさみ町大附 254の2	平成 18.9.1

和歌山県告示第1258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年10月27日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指定年月日
御訪 4-18	有限会社メディウェル	徳島県吉野川市川島町栗村962-15	訪問看護ステーションリハビリ倶楽部御坊支社	御坊市湯川町小松原420-1 5 興土ビル4FA	平成 18.10.11

和歌山県告示第1259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により

医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年10月27日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
海南医99-18	さいとうクリニック	海南市重根837番地	平成18.10.16

和歌山県告示第1260号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成18年10月27日

和歌山県知事 木村良樹

名称	所在地	有効期限
済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁45番地	平成21.10.10

和歌山県告示第1261号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、有田川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成18年10月27日

和歌山県知事 木村良樹

退任した役員

職名 氏名 住所

理事 上野山穰 有田市千田1414番地の2

和歌山県告示第1262号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成18年10月27日

和歌山県知事 木村良樹

- 日時 平成18年11月9日(木)午後1時30分から
- 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
県庁東別館3階 緑の雇用推進局分室
- 被聴聞者
 - (1) 氏名 藤代一昭
 - (2) 住所 兵庫県洲本市由良2丁目5-51
 - (3) 漁業許可 なし
 - (4) 許可番号 なし
 - (5) 使用船舶 漁船住吉丸(HG3-36274)

和歌山県告示第1263号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年10月27日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2905	海南市阪井字高畑ヶ1600番1の一部、1600番2の一部、1600番4の一部、1600番8の一部、1606番3の一部	海南市阪井1637番地 山本定行	平成18.10.16	4.10	46.85

教育委員会告示

教育委員会告示第7号

和歌山県教育委員会表彰規程(昭和42年和歌山県教育委員会告示第15号)の一部を次のように改正する。

平成18年10月27日

和歌山県教育委員会委員長 樫畑直尚

第2条第1項第2号中「教育研究奨励賞」を「きのくに教育賞」に改め、同条第2項中「とくにすぐれたもの」を「特に優れた者」に改め、同条第3項中「教育研究奨励賞」を「きのくに教育賞」に、「教育関係職員」を「教職員」に、「実践的研究の成果をあげている」を「教育実践を行い、成果をあげている」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第4号

和歌山県指紋情報管理システム賃貸借契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年10月27日

和歌山県警察本部長 辻 義之

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 落札者を決定した日
平成18年9月14日
- 落札者の氏名及び所在地
日本電気株式会社 和歌山支店
和歌山市六番丁5

- 5 落札金額
3,526,950円 (うち消費税及び地方消費税の額167,950円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成18年8月4日

和歌山県警察本部告示第5号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県免許台帳ファイリングシステム構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年10月27日

和歌山県警察本部長 辻 義之

- 1 一般競争入札に付する業務、数量及び特質等
 - (1) 業務の名称
和歌山県免許台帳ファイリングシステム構築及び賃貸借業務
 - (2) 数量
一式
 - (3) 業務の特質等
仕様書及び入札説明書による。
- 2 資格審査申請書類及び配布方法等
 - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 情報システム構築及びその賃貸借業務に関する実績、営業所等従業員及び資格許可等の状況調査書
 - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - エ 印鑑証明書
 - オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
 - カ 使用印鑑届
 - キ 次に掲げる税金に係る資格審査申請書提出前2年分の納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - ク 誓約書
 - ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - コ 実績証明書
この入札に係る契約業務と同等規模以上の業務に係る実績を記載した書面に、これらを証する契約書の写

- しを添付すること。
- (2) (1) のイからオまで並びにキ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、和歌山県が定める情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号。以下「要綱」という。)第2条第1号(システム分析・開発)及び第5号(ハードウェア保守)に掲げる業務について、要綱第9条に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては、同条の規定に基づき交付された競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出することにより当該書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成18年10月27日(金)から平成18年11月9日(木)までの和歌山県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、4に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面により3に掲げる日時に行うものとする。
- 3 資格審査申請書類の受付期間
2の(1)に掲げる申請書類は、平成18年10月27日(金)から平成18年11月13日(月)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、4に掲げる場所で受け付ける。
- 4 資格審査申請書類の配布及び受付場所
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110(代表)
- 5 申請書類に使用する言語
申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。
- 6 一般競争入札に参加する者の資格
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
 - (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
 - (5) この入札に係る契約業務と同規模以上の情報システム構築及び賃貸借業務の実績がある者であること。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していないこと又は経営に実質的に関与していない者であること。

(7) 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与していない者であること。

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成18年11月20日(月)までに通知する。

公 告

入 札 公 告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年10月27日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入年度及び物品調達案件番号

平成18年度調達案件番号02060000140号

(2) 購入物品の名称及び数量

50KVA無停電電源装置 1式

(3) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

平成19年1月31日(水)

(5) 納入場所

和歌山県分庁舎(県庁南別館)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「情報処理用機器」及び「産業用電気機械」に登録されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

(2) 期間

平成18年10月27日(金)から平成18年11月2日(木)

までの和歌山県の休日定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)と同じ

(2) 期間

3の(2)と同じ

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成18年11月10日(金) 午前10時35分から

ウ 開札場所

アに同じ

エ 開札日時

イに同じ

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封のうえ、平成18年11月10日午前10時までに総務部総務管理局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

本件は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。)及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成18年11月8日(水)午前9時から同年11月10日(金)午前10時30分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)と同じ。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充

当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係りのない職員にくじを引かせるものとする。

ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合は、その者については別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課
 郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
 電話番号 073-441-2291
- (2) 契約書作成の要否
 要
- (3) 契約の締結における議会の議決の要否
 否

公 告

平成18年10月18日和歌山海区における区画漁業を次のとおり免許した。

平成18年10月27日

和歌山県知事 木村良樹

漁場計画の公示の際の公示番号 平成18年8月18日和歌山県告示第1036号

免許番号	漁場の位置及び区域	漁業種類	漁業名称	漁業時期	存続期間	制限又は条件	漁業権者	
							住所	氏名
和特区第214号	田辺市目良地先。区域は、漁場計画のとおり	第1種区画漁業	ヒロメ養殖業	10月1日から4月30日まで	平成18年10月18日から平成20年8月31日まで	なし	田辺市江川43番35号	田辺漁業協同組合
和特区第215号	田辺市目良地先。区域は、漁場計画のとおり	第1種区画漁業	ヒロメ養殖業	10月1日から4月30日まで	平成18年10月18日から平成20年8月31日まで	なし	田辺市江川43番35号	田辺漁業協同組合
和特区第216号	田辺市江川地先。区域は、漁場計画のとおり	第1種区画漁業	ヒロメ養殖業	10月1日から4月30日まで	平成18年10月18日から平成20年8月31日まで	なし	田辺市江川43番35号	田辺漁業協同組合
和特区第217号	田辺市江川地先。区域は、漁場計画のとおり	第1種区画漁業	ヒロメ養殖業	10月1日から4月30日まで	平成18年10月18日から平成20年8月31日まで	なし	田辺市江川43番35号	田辺漁業協同組合
和特区第218号	田辺市戎地先。区域は、漁場計画のとおり	第1種区画漁業	ヒロメ養殖業	10月1日から4月30日まで	平成18年10月18日から平成20年8月31日まで	なし	田辺市江川43番35号	田辺漁業協同組合
和特区第219号	田辺市新庄地先。区域は、漁場計画のとおり	第1種区画漁業	ヒロメ養殖業	10月1日から4月30日まで	平成18年10月18日から平成20年8月31日まで	なし	田辺市新庄町2827番地の3	新庄漁業協同組合

	おり							
和特区 第220号	田辺市新庄地先。区域は、漁場計画のとおり	第1種区 画漁業	ヒロメ養殖業	10月1日から 4月30日まで	平成18年10月18日から 平成20年8月31日まで	なし	田辺市新庄町2 827番地の3	新庄漁業 協同組合
和特区 第221号	東牟婁郡串本町橋杭地先。区域は、漁場計画のとおり	第1種区 画漁業	ヒロメ養殖業	10月1日から 4月30日まで	平成18年10月18日から 平成20年8月31日まで	なし	東牟婁郡串本 町串本1884	串本漁業 協同組合
和特区 第222号	東牟婁郡串本町須江地先。区域は、漁場計画のとおり	第1種区 画漁業	ヒロメ養殖業	10月1日から 4月30日まで	平成18年10月18日から 平成20年8月31日まで	なし	東牟婁郡串本 町須江158	須江漁業 協同組合
和特区 第223号	東牟婁郡串本町古座地先。区域は、漁場計画のとおり	第1種区 画漁業	ヒロメ養殖業	10月1日から 4月30日まで	平成18年10月18日から 平成20年8月31日まで	なし	東牟婁郡串本 町古座164-1	古座漁業 協同組合
和特区 第405号	田辺市日良地先。区域は、漁場計画のとおり	第1種区 画漁業	ヒオウギ垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成18年10月18日から 平成20年8月31日まで	なし	田辺市江川43 番35号	田辺漁業 協同組合
和特区 第406号	田辺市新庄地先。区域は、漁場計画のとおり	第1種区 画漁業	ヒオウギ垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成18年10月18日から 平成20年8月31日まで	なし	田辺市新庄町2 827番地の3	新庄漁業 協同組合
和特区 第606号	田辺市日良地先。区域は、漁場計画のとおり	第1種区 画漁業	カキ垂下式養殖 業	1月1日から 12月31日まで	平成18年10月18日から 平成20年8月31日まで	なし	田辺市江川43 番35号	田辺漁業 協同組合

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年10月27日

和歌山県知事 木村良樹

- 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画下水道（和歌山市公共下水道）
- 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

諸 報

入札公告

和歌山県免許台帳ファイリングシステム構築及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成18年10月27日

和歌山県警察本部長 辻 義之

- 一般競争入札に付する事項
 - 業務の名称及び数量
 - 名称 和歌山県免許台帳ファイリングシステム構築及び賃貸借業務
 - 数量 一式

(2) 業務の期間

ア システムの構築委託期間

契約日から平成19年3月31日までの間

イ 機器等の賃貸借期間

平成19年1月1日から平成23年12月31日までの間

(3) 業務の仕様等

仕様書による。

(4) 入札金額

システムの構築委託金額及び機器等の賃貸借期間の賃貸借料の総額とする。

- 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成18年和歌山県警察本部告示第5号に規定する和歌山県免許台帳ファイリングシステム構築及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）

(2) 期間

平成18年10月27日（金）から平成18年11月24日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山県小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部3F会議室

(2) 日時

平成18年11月9日(木)午後2時

5 仕様書を交付する場所及び期間

(1) 仕様書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所 3の(1)に同じ。

イ 期間 3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する仕様書に対して質問がある者は、会計課に対して平成18年11月27日(月)午後4時までに書面により行うものとする。

回答は、平成18年11月30日(木)までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、重要な質疑内容の場合は全員に文書により回答し、その回答は仕様書に優先する。

6 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所 3の(1)に同じ。

イ 期間 3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書に対して質問がある者は、会計課に対して平成18年11月27日(月)午後4時までに書面により行うものとする。

回答は、平成18年11月30日(木)までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、重要な質疑内容の場合は全員に文書により回答し、その回答は仕様書に優先する。

7 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部3F会議室

イ 入札日時

平成18年12月8日(金)午前10時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年12月7日(木)午後4時

までに会計課に必着するように行わなければならない。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書の記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県警察本部警務部情報管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づき予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を

行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できない。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Name: Wakayama Prefecture Police Driving License Filing System

Quantity: 1 unit

(2) Time limit for tender:

By mail: Thursday, December 7, 2006. 4:00P.M

By hand: Friday, December 8, 2006. 10:30A.M

(3) Contact point for the notice:

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588,

Japan

phone: 073-423-0110

正 誤

正 誤

平成18年10月17日付け和歌山県報第1802号和歌山県告示第1220号中

ページ	段	誤	正
3	左	平成19年9月31日	平成19年9月30日